農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和8年 11 月

仙　台　市

目　次

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標　1

１　本市農業の現状　1

２　本市農業施策の基本方針　1

３　効率的かつ安定的な農業経営についての基本的な方向　2

４　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた基本的な方向　2

５　農業経営基盤の強化の促進に関する目標　3

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標　4

第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標　10

第４　第２及び第３に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項　10

１ 農業を担う者の確保及び育成の考え方　10

２ 就農等希望者の受入体制の確保　11

３ 関係機関との役割分担・連携の考え方　11

４ 市が主体的に行う就農等促進のための取組　11

５ 就農等希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方・取組　12

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項　12

１ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標　12

２ その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項　13

第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項　13

１　法第 18 条第１項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他法第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項　13

２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項　13

３　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項　13

第７　農地中間管理機構の特例事業の実施に関する事項　14

第８　その他　14

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　本市農業の現状

本市は、宮城県のほぼ中央部に位置しており、市域面積は 786.14 ㎢で宮城県土の 10.8％を占めている。東部は仙台湾によって太平洋に面し、南東部は仙台平野といわれる平坦な水田地帯が続き、北西部は山岳丘陵地帯が続いている。水田が全農地の９割程度を占め、基幹作物である水稲を中心に大豆・野菜の栽培や畜産などが営まれている。

また、本市は人口 109 万人を超える東北地方唯一の政令指定都市であり、産業構造は、市内総生産の 90％以上を第３次産業が占め、農業を含む第１次産業は 0.1％に満たない状況である。農業については、農家数、農業従事者数ともに減少傾向にあり、農業従事者の高齢化が進んでいる。特に中山間地域である西部地域では、その状況が顕著であり、農地や施設の維持管理における負担が大きくなっている。さらに、近年は猛暑等の気候変動や有害鳥獣被害の深刻化、農業資材の価格高騰、米の需給動向の変化など、農業を取り巻く環境の変化は大きく、先行きが不透明な状況が続くことが懸念される。

一方で、食料安全保障への関心の高まりやスマート農業の技術革新・普及による農作業の効率化、生産性の向上が図られているほか、100 万都市である立地特性を生かした「稼げる都市農業」を後押しする施策の展開がなされ、生産性・収益性を高める取組が実施されている。

２　本市農業施策の基本方針

本市の地域特性や農業を取り巻く現状、国や海外の動向を踏まえ、本市農業の持続的な発展を図り、食の安定供給と農業の収益性向上を目指して本市が今後取り組む農業施策の考え方を示すものとして、令和８年９月に「仙台市農業施策基本方針」（期間：令和８年度から令和 12 年度）を策定している。

都市と農村が調和する本市の特性を生かし、多様な人々が共創しながら、地域特性に応じた生産力・経営力の強化と農地資源の保全を図るとともに、収益性・経済性と環境に配慮した持続性を両立した魅力ある都市農業を実現し、農や食の豊かさを未来につなげていく「多様な人材で支える持続可能な都市農業」の実現に向けて、重点的に取り組む施策は以下のとおりとしている。

（１） 経営体の確保・育成　～次世代に農をつなげる多様な担い手づくり～

地域農業を支える人材として多様な経営体や担い手を確保・育成し、将来にわたって安定した農業構造を構築するとともに、特性に応じた生産性の向上などにより経営力を強化する。

（２） 生産基盤の強化　～安定した営農を支える農地・生産基盤づくり～

農地の再整備や集積・集約、農業用施設の適正な維持管理などにより、良好な生産基盤の整備や保全、有効利用を進めるとともに、農作物への鳥獣被害対策を一層強化し、安心して農業に取り組める環境の整備を行う。

（３） 地域農業の持続的発展　～市民と共に進める環境と調和した農業～

農業の多面的機能を維持する活動や農業資源を活用した地域づくりを促進し、環境と調和した持続可能な農業を推進するとともに、市民をはじめとする多様な人々が地域農業の支え手となり、安全安心な食を次世代へ継承する。

（４） 収益性の向上　～最新技術を活用した生産性と販売力の強化～

将来を見据えた経営戦略に基づき、スマート農業技術や先端技術の活用による高い生産効率を実現する農業経営を確立するとともに、効果的な情報発信やブランド力強化などにより収益性の向上を図る。

３　効率的かつ安定的な農業経営についての基本的な方向

（１）目標とすべき所得水準、労働時間等

意欲ある農業者が自信と希望を持って農業に取り組むことができるよう施策を集中的に実施し、農業が魅力的な産業となるよう、将来の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る。

具体的な農業経営の指標については、令和８年４月に宮城県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）及び優良な農業経営体の事例等を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営体が、他産業従事者と均衡する年間農業所得（※）（主たる農業従事者１人当たり 480 万円程度、主たる従事者１人に補助従事者１人～２人を加えた１経営体当たり 600～720 万円程度)、年間労働時間（主たる農業従事者１人当たり 2,000 時間程度）の水準を実現できるものとする。

なお、これらの指標を目標として農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下、「法」という。）第 12 条第１項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者を認定農業者とし、本市農業の中心的な担い手として育成、支援を行う。

（※）年間農業所得には、各種交付金及び補助金を含む。

（２）効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の確保・育成

仙台市農業振興協議会等との連携を図りながら、認定農業者制度の周知及び経営改善計画の作成支援や目標達成に向けたフォローアップ等を行い、認定農業者を確保・育成する。

また、農業経営の法人化は、経営管理能力や対外信用力の向上、農地の所有権などの権利取得や融資・出資等による経営資源の集積、担い手不足の解消の期待等のメリットがあることから、法人化を希望し、体制が整った集落営農組織や個別経営体等については、農業協同組合や農業改良普及センター、宮城県農業経営・就農支援センター（以下、「農業経営・就農支援センター」という。)、宮城県担い手育成総合支援協議会等との連携により、法人設立の支援を行う。

４　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた基本的な方向

（１）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本市における新規就農者数は、令和３年度から令和７年度の５年間で 38 人、年平均８人程度となっており、そのうち約半数が雇用就農となっている。

農業従事者の高齢化や担い手の不足が進行する中、担い手の確保・育成及び経営の継承に向けた環境づくりが求められており、新規就農者や副業的経営体、企業、ＮＰＯなどの意欲ある多様な担い手を、地域農業を担う人材として安定的かつ計画的に確保していく必要がある。本市では、年間15人の新規就農者を確保することを目標とする。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標については、農業経営の開始から５年後には、第１の３の（１）の年間農業所得の５割程度（主たる農業従事者１人当たり240万円程度）と年間労働時間（主たる農業従事者１人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとする。ただし、収入を得るまでに長期間を要する果樹栽培等に取り組む場合は、状況を勘案して目標を設定できるものとする。

なお、これらの指標を目標として法第14条の４第１項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者を認定新規就農者とし、重点的に育成、支援を行う。

（３）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

新たに農業経営を営む際に必要な資金や機械・施設の導入助成等の支援制度を活用しながら、就農しやすい環境づくりを推進するとともに、関係機関・団体との連携や地域の中心的な農業者の協力による総合的な助言指導のほか、農業経営に関する幅広い情報提供及び支援を行う。

また、近年増加傾向にある雇用就農についても、地域農業を担う人材となることが期待されることから、雇用就農の受け皿となる経営体の支援を行い、雇用受入体制の整備等を行う。

５　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

第１の３及び４で示した基本的な方向に即し、農業経営基盤の強化の促進に関する目標を次の表のとおりとする。

区分		目標（令和17年度）
主たる従事者１人当たりの労働時間		1,800～2,000時間
年間農業所得		
	主たる従事者１人当たり	480万円
	主たる従事者１人、補助従事者１～２人	600～720万円
	新規就農者	240万円
認定農業者数		200経営体
	個別経営体	110経営体
	組織経営体	90経営体
新規就農者数		15人程度／年

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第１に示した育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標の達成を図るための営農類型及び指標は次のとおりである。

〇各営農類型に共通した指標に関する事項

・営農類型設定の基準（主たる従事者１人当たり）

目標所得：概ね 480 万円以上

目標労働時間：2,000 時間程度

・それぞれの経営体においては、望ましい作業環境やライフスタイルの確立を考慮し、「生産方式の合理化」、「経営管理の方法」、「農業従事の態様等」について下記のとおり取り組み、効率的かつ安定的な農業経営の実現を目指すものとする。

【生産方式の合理化】

基盤整備による区画整備、スマート農業技術や直播技術等の導入、機械化による作業省力化、ほ場の集約化による作業能率の向上

【経営管理の方法】

PC 等を活用した記帳及び経営分析による経営改善、複式簿記記帳による経営目標管理、青色申告の実施、経営強化のための自己資本の充実化、経営や生産組織の発展段階に応じた法人化推進

【農業従事の態様】

家族経営協定の締結に基づく給与制、休日制の導入、農繁期における臨時雇用従事者の活用、雇用環境整備、経営形態に応じた労働保険や社会保険の加入

・水田農業に係る営農類型では、経営所得安定対策等の交付金の単価を含めて農業所得を算出している。

（１）土地利用型作物

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
水稲 ＋ （大豆）	・稲作単一経営 ・ほ場の集積・集約化による作業能率向上 ・大豆は集団転作で集落営農組織に特定農作業委託 ・集落営農組織の構成員（オペレーター）としての出役有	【個別経営】 主１人 補２人	【経営耕地 28ha】 主食用米(移植)　15ha （大豆）　13ha	(粗収益) 2,071 万円 (経営費) 1,432 万円 (農業所得) 639 万円 **主たる従事者１人当たりの所得：483 万円**
水稲	・稲作単一経営 ・スマート農機の導入、ほ場の集積・集約化による作業能率向上	【個別経営】 主１人 補１人	【経営耕地 20ha】 主食用米(乾田直播)11ha 飼料用米　9ha	(粗収益) 2,221 万円 (経営費) 1,545 万円

	・乾田直播栽培の導入による省力化 ・生産調整として飼料用米を生産 ・飼料用米は専用品種で生産			（農業所得） 676 万円 **主たる従事者 1 人当たりの所得：500 万円**
水稲 ＋ 大豆	・集落営農を母体とする法人で、構成員（オペレーター）が主な労働力 ・稲作と大豆の複合経営 ・スマート農機の導入、ほ場の集積・集約化による作業能率向上 ・乾田直播栽培の導入による省力化	【法人経営】 主 4 人	【経営耕地 48ha】 主食用米(乾田直播)25ha 大豆　23ha	（粗収益） 5,447 万円 （経営費） 3,421 万円 （農業所得） 2,026 万円 **主たる従事者 1 人当たりの所得：506 万円**
水稲 ＋ 大豆 ＋ そば	・集落営農を母体とする法人で、構成員（オペレーター）が主な労働力 ・稲作と大豆、そばの複合経営 ・土壌や水利条件が良くないエリアでのそばの生産	【法人経営】 主 4 人	【経営耕地 53ha】 主食用米(移植)　28ha 大豆　17ha そば(秋収穫)　8ha	（粗収益） 5,790 万円 （経営費） 3,838 万円 （農業所得） 1,952 万円 **主たる従事者 1 人当たりの所得：488 万円**

（２）露地野菜

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
水稲 ＋ 長ねぎ	・水稲と露地野菜の複合経営 ・転作作物として長ねぎを導入 ・機械化一貫体系による省力化	【個別経営】 主 1 人 補 2 人	【経営耕地 11ha】 主食用米(移植)　6ha 飼料用米　4ha 長ねぎ　1ha	（粗収益） 1,984 万円 （経営費） 1,229 万円 （農業所得） 755 万円 **主たる従事者 1 人当たりの所得：495 万円**

水稲 ＋ 大豆 ＋ 長ねぎ	・土地利用型作物と露地園芸の複合経営 ・集落営農を母体とする法人で、構成員（オペレーター）が主な労働力 ・転作作物として長ねぎを導入 ・機械化体系の導入による作付規模の拡大 ・スマート農機の導入、ほ場の集約化による作業能率の向上	【法人経営】 主４人	【経営耕地 25ha】 主食用米(乾田直播)13ha 大豆　10ha 長ねぎ　2ha	(粗収益) 4,563 万円 (経営費) 2,417 万円 (農業所得) 2,146 万円 **主たる従事者１人当たりの所得：537 万円**
えだまめ ＋ キャベツ ＋ ブロッコリー	・露地野菜単一経営 ・基幹作物としてえだまめを生産し、裏作としてキャベツとブロッコリーを生産 ・機械化体系の導入による加工・業務用向けの栽培	【法人経営】 主４人	【経営耕地 16ha】 えだまめ　8ha キャベツ　4ha ブロッコリー　4ha	(粗収益) 4,644 万円 (経営費) 2,503 万円 (農業所得) 2,141 万円 **主たる従事者１人当たりの所得：535 万円**
水稲 ＋ 大豆 ＋ えだまめ	・土地利用型作物と露地園芸の複合経営 ・集落営農を母体とする法人で、構成員（オペレーター）が主な労働力 ・転作作物として大豆とえだまめを導入 ・加工業務用向けの栽培 ・機械化体系の導入による作付規模の拡大 ・スマート農機の導入、ほ場の集約化による作業能率の向上	【法人経営】 主４人	【経営耕地 30ha】 主食用米(乾田直播)16ha 大豆　7ha えだまめ　7ha	(粗収益) 4,555 万円 (経営費) 2,525 万円 (農業所得) 2,030 万円 **主たる従事者１人当たりの所得：507 万円**
水稲 ＋	・水稲と露地野菜の複合経営	【法人経営】 主４人	【経営耕地 45ha】 主食用米(乾田直播)24ha	(粗収益) 5,755 万円

加工用 ばれいしょ	・転作作物としてばれいしょを導入 ・構成員(オペレーター)と常時雇用が主な労働力 ・機械化体系の導入による加工・業務用向けの栽培 ・スマート農機の導入、ほ場の集約化による作業能率の向上 ・契約栽培による生産		飼料用米　14ha 加工用ばれいしょ　7ha	(経営費) 3,832 万円 (農業所得) 1,923 万円 **主たる従事者 1 人当たりの所得：481 万円**
水稲 ＋ 大豆 ＋ さつまいも	・土地利用型作物と露地園芸の複合経営 ・構成員(オペレーター)と常時雇用が主な労働力 ・加工業務用向けの栽培 ・機械化体系の導入による作付規模の拡大 ・スマート農機の導入、ほ場の集約化による作業能率の向上 ・契約栽培による生産 ・キュアリング処理は委託	【法人経営】 主 4 人	【経営耕地 27ha】 主食用米(乾田直播)14ha 大豆　10ha さつまいも　3ha	(粗収益) 4,347 万円 (経営費) 2,385 万円 (農業所得) 1,962 万円 **主たる従事者 1 人当たりの所得：490 万円**

（3）施設野菜

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
いちご	・いちごの単一経営 ・鉄骨ハウスでの高設・養液栽培 ・定植・収穫時期を組み合せた栽培 ・環境制御システムや IPM 技術等の導入による安定生産	【個別経営】 主 1 人 補 2 人	【鉄骨ハウス 3,000 ㎡】 いちご　3,000 ㎡	(粗収益) 2,790 万円 (経営費) 2,040 万円 (農業所得) 750 万円

				主たる従事者１人当たりの所得：510 万円
トマト	・トマトの単一経営 ・鉄骨ハウスでの促成栽培と抑制栽培を組み合わせた年２作体系 ・環境制御システムや IPM 技術等の導入による収量・品質の向上	【個別経営】 主１人 補２人	【鉄骨ハウス 3,000 ㎡】 トマト　　3,000 ㎡	（粗収益） 2,830 万円 （経営費） 2,100 万円 （農業所得） 730 万円 **主たる従事者１人当たりの所得：490 万円**
きゅうり	・きゅうりの単一経営 ・農繁期には臨時雇用を活用 ・鉄骨ハウスでの促成栽培と抑制栽培を組み合わせた年２作体系 ・環境制御システムや IPM 技術等の導入による収量・品質の向上	【個別経営】 主１人 補２人 臨時雇用 １人/日	【鉄骨ハウス 3,000 ㎡】 きゅうり　　3,000 ㎡	（粗収益） 2,890 万円 （経営費） 2,160 万円 （農業所得） 730 万円 **主たる従事者１人当たりの所得：490 万円**
葉物野菜 ＋ 水稲	・水稲と育苗ハウスを活用した葉物野菜の複合経営 ・農繁期には臨時雇用を活用 ・収穫機械、調製作業機等の導入による機械化体系の確立	【個別経営】 主１人 補５人	【パイプハウス 3,300 ㎡】 ほうれんそう　10,000 ㎡ 主食用米(移植)　　3ha 飼料用米　　2ha	（粗収益） 2,353 万円 （経営費） 1,197 万円 （農業所得） 1,156 万円 **主たる従事者１人当たりの所得：506 万円**

（４）花き

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
シクラメン ＋ 花壇苗	・鉢もの類のシクラメンと花壇用苗もの類の組み合わせによる経営 ・農繁期には臨時雇用を活用	【個別経営】 主１人 補２人 臨時雇用 １人/日	【鉄骨ハウス 2,000 ㎡】 シクラメン　　2,000 ㎡ 花壇用苗　　2,000 ㎡	（粗収益） 2,560 万円 （経営費） 1,730 万円 （農業所得）

				830 万円 **主たる従事者 1 人当たりの所得：590 万円**

（５）果樹

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
りんご	・りんごの単一経営 ・矮化栽培とジョイント栽培を組み合わせた作付体系 ・消費者ニーズに対応した多品種栽培 ・省力樹形の導入	【個別経営】 主 1 人 補 2 人	【樹園地 1.5ha】 矮化栽培　1.0ha ジョイント栽培　0.5ha	（粗収益） 1,730 万円 （経営費） 970 万円 （農業所得） 760 万円 **主たる従事者 1 人当たりの所得：520 万円**
ぶどう	・ぶどうの単一経営 ・農繁期には臨時雇用を活用 ・高品質な大粒系品種を組み合わせた作付体系 ・パイプハウスによる雨よけ栽培 ・省力樹形の導入	【個別経営】 主 1 人 補 2 人 臨時雇用 1～4 人/日	【樹園地 0.8ha】 ぶどう　0.8ha	（粗収益） 1,800 万円 （経営費） 1,000 万円 （農業所得） 800 万円 **主たる従事者 1 人当たりの所得：560 万円**

（６）畜産

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
酪農	・経産牛常時飼養頭数 50 頭の経営 ・1 頭当たりの年間産乳量 9,250kg ・スタンチョンによるつなぎ式牛舎 ・パイプラインミルカーにより搾乳	【個別経営】 主 1 人 補 2 人	飼養頭数　50 頭 飼料生産面積　10ha	（粗収益） 6,280 万円 （経営費） 5,270 万円 （農業所得） 1,010 万円 **主たる従事者 1 人当たりの所得：650 万円**

肉用牛 （繁殖）	・経産牛常時飼養頭数 50 頭の経営 ・平均分娩間隔　390 日 ・年間経産牛更新頭数 5 頭 ・育成牛 自家保留 3 頭/年 導入 2 頭/年	【個別経営】 主 1 人 補 2 人	飼養頭数　50 頭(経産牛) 年間子牛出荷頭数　44 頭 飼料生産面積　　10ha	(粗収益) 3,110 万円 (経営費) 2,370 万円 (農業所得) 740 万円 **主たる従事者 1 人当たりの所得：500 万円**

（７）特用林産物

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
しいたけ （原木） ＋ 水稲	・原木栽培しいたけと水稲の複合経営 ・人工ほだ場を利用 ・ほだ木の使用は植菌当年から 3 年間で平均 6 回転程度	【個別経営】 主 1 人 補 2 人	しいたけ　　15,000 本 主食用米(移植)　3ha 飼料用米　　2ha	(粗収益) 1,746 万円 (経営費) 1,000 万円 (農業所得) 746 万円 **主たる従事者 1 人当たりの所得：486 万円**

第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標

第１に示す目標達成に向けて新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標は、現に市内の認定農業者等が取り組んでいる事例を踏まえ、第２の効率的かつ安定的な農業経営の指標に準ずるものとする。

第４　第２及び第３に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

１ 農業を担う者（※）の確保及び育成の考え方

（１）農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を実現するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修や指導、相談対応等に取り組むほか、宮城県担い手育成総合支援協議会

や農地中間管理機構が主体的に行う事業のサポートを通じ、担い手の能力が十分に発揮できるような環境づくりを推進する。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、就農希望者に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得等の環境整備、法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

（３）多様な担い手の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、環境整備、研修先の紹介等の支援を行う。

（※）農業を担う者とは

認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産活動等に直接関わっている者が幅広く該当するものとしている。

２ 就農等希望者の受入体制の確保

農業改良普及センターや農業委員会、農業協同組合等関係機関とともに就農相談会を開催するほか、新規就農者が地域内で孤立することがないよう、受入から定着までに必要となるサポート体制を関係機関とともに構築する。

３ 関係機関との役割分担・連携の考え方

市は、農業改良普及センター、農業経営・就農支援センター、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修等の実施、農用地等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

① 農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を積極的に行う。

② 農業改良普及センター、農業協同組合及び農業経営・就農支援センターは、栽培技術や農業経営に関する知識を習得させるための研修等を実施し、高度化する農業現場に対応できる知識や技術を習得できるようサポートを行う。

③ 地域では、新規就農者等が地域内で円滑な関係が構築できるよう、農業委員や農地利用最適化推進委員等の地域農業者と連携した対応に努めるものとする。

４ 市が主体的に行う就農等促進のための取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、ホームページやSNS等により、新規就農関係の情報発信を行うとともに、農業改良普及センターや農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合など関係機関と連携して、農業研修や実習支援、必要となる農用地等のあっせん・確保、資金調達のサポートを、就農等希望者の経営形態や生産技術の達成度等の実情に応じて行う。

また、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本基本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

５ 就農等希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方・取組

市は、農業協同組合や農業委員会、農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携して、就農後の農業経営・収入のイメージ等の、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理するとともに、経営移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するように努め、新たに農業経営を開始しようとする者への円滑な継承に向けて、関係機関と連携し、必要なサポートを行う。

また、営農や販路開拓等の様々な相談への対応等、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

１ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

（１）効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標（※）

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は、次のとおりとする。

	効率的かつ安定的な農業経営体が農用地の利用に占める面積の目標
令和１７年度	８０％

（※）効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標とは、地域計画設定区域面積に対する以下の経営体の自己所有地と借入地の面積の合計とする。

①認定農業者

②集落営農組織（法人格を持たない組織を除く）

③認定新規就農者

（２）効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む上で、農用地の集約化が重要であることを踏まえ、農地中間管理事業を積極的に活用することにより、効率的かつ安定的な農業経営を営む者へ農用地の利用の集積・集約化を進める。

２ その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

地域計画の実現に向けて、農地中間管理事業の主体である農地中間管理機構を中核とした関係機関と連携を図りながら、農地中間管理事業の利用促進に向けた活性化を後押しするとともに、農地中間管理事業の活用により分散錯圃の解消を図り、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進める。

第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

農地中間管理事業を中心的な事業と位置付け、地域計画における地域内の農業を担う者に対する農用地の集積・集約化を推進していくこととする。

農用地利用改善事業の実施を促進する事業や委託を受けて行う農作業の実施を促進する等の農業経営基盤強化促進事業については、必要に応じて地域特性を踏まえた補完的な活用をすることで目標の達成を図る。

１　法第 18 条第１項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第１項に規定する地域計画の区域の基準その他法第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

仙台市地域計画に係る座談会の開催等要領（令和６年５月 20 日経済局長決裁）に基づく協議の場を設置し、地域ごとの実情を踏まえた地域計画の区域設定を行う。

また、農用地の権利設定については、地域計画が目指す農地の集積・集約化の実現に向け、農地中間管理事業や農地中間管理機構の特例事業を通じて、利用権の設定、移転または所有権の移転を行うことを基本とする。

２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

地域計画の実現に向け、農地中間管理事業等を活用した農地の集積を基本とし、農用地利用改善事業を補完的手法として、必要に応じて活用する。なお、区域や実施の基準、事業の内容、農用地利用規程については、地域の実情を踏まえ、法に基づきながら個々の案件に応じて別に定めることとする。

３　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

農作業受委託については、農地の権利移動に至らないまでも、実質的な農業経営の規模拡大が図られ、農業機械・施設の効率的利用や生産性の向上に資するものであることから、農用地の利用集積を補完する取組として、必要に応じて取り組むこととする。

第７　農地中間管理機構の特例事業の実施に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第４条の規定により宮城県の農地中間管理機構に指定された公益社団法人みやぎ農業振興公社は、基本方針第７に定められた事業を行う。

本市において、農地中間管理機構が特例事業を行う際は、市、農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員会及び農業改良普及センター等関係機関・団体と一体的に推進する。

第８　その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

１　この基本構想は、平成６年４月６日から施行する。
２　この基本構想は、平成 13 年３月 30 日から施行する。
３　この基本構想は、平成 18 年８月 31 日から施行する。
４　この基本構想は、平成 22 年６月 11 日から施行する。
５　この基本構想は、平成 25 年３月 25 日から施行する。
６　この基本構想は、平成 26 年９月 30 日から施行する。
７　この基本構想は、平成 29 年３月 24 日から施行する。
８　この基本構想は、令和４年３月 31 日から施行する。
９　この基本構想は、令和５年９月 22 日から施行する。
10　この基本構想は、令和８年 11 月 10 日から施行する。